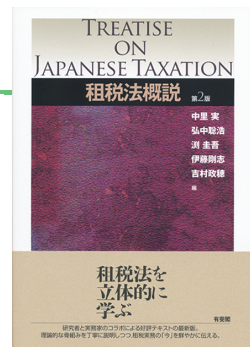


租税法概説〔第2版〕

中里 実 = 弘中聡浩 = 淵 圭吾 = 伊藤剛志 = 吉村政穂 編

2015年4月刊/386頁/本体2900円+税
A5判/並製



編集
担当者
から

『租税法』といえば、なんだか大事そうな科目ではあるけれど、定番の体系書は恐れ多く、なかなかハードルが高い……と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

本書は、「民法や商法を学ぶだけでは、実社会で生きている法の学習は完成しない。租税は取引を実行するにあたり不可欠のコストであり、弁護士も、大規模なクロスボーダー取引から個人の相続の分野に至るまで、租税法の知識なく法律事務の処理を全うすることはできない」ことを前提に、本文350頁の(比較的)コンパクトな中に、租税法のできるだけ広い範囲をカバーしています(「」内は初版はしがきの抜粋)。また、裁判所に持ち込まれる租税事件は、先例のない難しい法律問題が含まれていることも多く、基礎理論を抜きにして紛争解決は不可能です。研究者と弁護士、双方の先生にご執筆いただいた本書を読むと、理論と実務が相互に影響を及ぼし租税法を発展させていることがよく理解できます。

一通り法律学を学び、さらに発展させたいすべての方におすすめの1冊です。(AO)

Point!

P

メリハリのきいた紙面で租税法を学ぶ!

第2章 租税をめぐる立法・行政

はないかという議論があったが、判例(大判昭和33年4月30日民集12巻6号938頁)・通説は、加算税は、刑事制裁と異なり、申告義務および徴収納付義務の適正な履行を確保するための特例の経済的負担であって寛大なし制戒の要素は少ないという理由で、二重処罰に当たらない、としている。

COLUMN 2-6 加算税制度と租税法の実施過程

以上のように、加算税制度は、申告納税制度・徴収納付制度の適正な運営のために不可欠の仕組みであるが、他方で過度に納税者を萎縮させる懸念も指摘されている。たとえば、ある課税要件規定の解釈が分かれており、納税者が租税行政の立場とは異なることを知りつつ自らに有利な解釈に基づいて申告・徴収納付を行った場合において、更正処分等を経て租税決定となり、最終的に納税者が徴収したときには、本税および延滞税に加えて、過少申告加算税や不納付加算税も課されることとなるが、これは實力に乏しい納税者にとっては、行政権を争うことを躊躇させる要因となりうる。これを避けるためには、ひとまず行政権限に沿って申告納付・徴収納付を行った上で、(申告納付の場合には)更正の請求を行い、税務署長から更正の請求に理由がない旨の通知を受けて租税不服申立て・租税訴訟を提起する。または(徴収納付の場合)過剰金返付請求訴訟を提起する、という方法が考えられるが、納税金を用意できない場合には現実的ではない。

小規模・不合理な租税法解釈が判例によっても合理化・合理化されるときは、当該納税者のみならず、他の経済主体にとっても租税法の予測可能性を高めることになり社会的にも望ましいから、加算税の要論論議はやはり問題であろう。

判例には、ストック・オプションの権利行使の所得分額(第4章第2節⑥(2))について税務当局の解釈変更があった直後の申告においてこれを一時所得としたことが過少申告となった事案について、過少申告に当たったことについて「正当な理由」(租税45条4項)があるとして過少申告加算税減額決定処分を取り消したものがある(裁判平成18年10月24日民裁60巻8号3128頁[ストック・オプション事件])。より一般的には、納税者が事実関係を明らかにした上で、租税法の解釈を争う旨の苦情を申告者に添付し、納税者の採用した解釈が一見して不合理なものといえない場合に限り、加算税の賦課を免除するなどの手続を整備する方法も考えられよう(税務署「過少申告加算税を免除する「正当な理由」に関する一考案」租税概説第2号(1995年)31頁)。

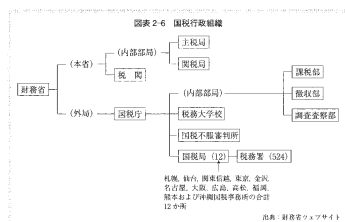
3 租税行政過程に関わる主体

(1) 租税行政組織の構造

(a) 国の租税行政組織 財務省の外局としての国税庁、その下に国税局

38

第2部 租税法の実施過程(租税行政)



(全国に11あり、さらに沖縄国税事務所がある)と税務署(全国約500)が置かれている。国税庁は、国税庁長官の下、租税法の執行に関する企画・立案を行い、国税局および税務署を指揮監督する。「租税法の法源」(第1加3(1))の箇所で述べた通達(法令解釈通達や事務運営指針)は、国税庁長官で発令される。国税局は、国税局長の下、税務署の確定・徴収事務を指揮監督するほか、自らも法人の所得調査や大口の滞納処分を行う。しかし、内国税の確定・徴収は、原則として税務署が行うこととされ、国の確定徴収権の行使としての各種の処分は税務署長の名で行われる。さらに、国税庁の附属機関として、国税不服審判所(税通78条)、税務大学校等がある。なお、財務省の内部部局として、主税局があり、内国税に関する制度の調査・企画および立案を行っている。

(b) 地方公共団体の租税行政組織 独立の課税権主体としての地方公共団体にも、各団体ごとに、地方税の確定徴収のための行政機関が設けられている。都道府県では、主税局(東京都)ないし税務部税務課等の名称で呼ばれる調査・企画・立案部局と、出先機関として複数の税務事務所が置かれている。市町村でも、税務部・税務課等の部門において、調査・企画・立案と確定・徴収事務を行っている。なお、市町村には、固定資産税に関する不服を審査決定

39